

1 級		2 級	
1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの	4	そしゃくの機能を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指を欠くもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの	7	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	11	両下肢のすべての指を欠くもの
		12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
		13	一下肢を足関節以上で欠くもの
		14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
		15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるとか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考：視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

請求の手続きやこの制度についてくわしくお知りになりたい時は、お住まいの市役所・町役場の担当課または香川県健康福祉部障害福祉課(☎087-832-3292)にお問い合わせください。

令和8年度 特別児童扶養手当のしおり

障害のあるお子さんのために



特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

(外国人の方についても支給の対象になります。) ※裏表紙別表参照

1. 特別児童扶養手当を受けられる方

手当を受けられる方は、20歳未満で、身体または精神に重度（裏表紙別表1級に該当）または中度（別表2級に該当）以上の障害のあるお子さんを監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。

次の場合は手当を受けられません

- ①児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金をうけることができるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ③児童が児童福祉施設等（保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設への母子入園を除く）に入所しているとき

2. 特別児童扶養手当の額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。

■手当月額 （児童一人あたり）

等級	1級（重度障害児）	2級（中度障害児）
令和8年4月～	58,450円	38,930円

※手当月額は、「全国消費者物価指数」の変動に応じて改定されます。

ただし、前年の所得（課税台帳で確認します）が次表の額以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止されます。

■所得制限限度額表 （令和8年8月分～9年7月分）

扶養親族等の数	令和7年分所得	
	請求者（本人）	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 213,000円ずつ加算

- ▶ 請求者本人に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につき10万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある場合は1人につき25万円が限度額に加算されます。

▶ 所得額の計算方法 所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 - 8万円 - 下記の諸控除
（給与所得控除額等）

■諸控除の額

寡婦控除	27万円	雑損控除	} 住民税で控除された額
ひとり親控除	35万円	小規模企業共済掛金控除	
障害者控除・勤労学生控除	27万円	配偶者特別控除	
特別障害者控除	40万円	特定親族特別控除※	
		医療費控除	

等

※特定親族特別控除は、令和8年8月支給分以降の手当について適用します。

3. 特別児童扶養手当を受けるときの手続き

住所地の市役所または町役場で認定請求の手続きをしてください。

県知事の認定を受けることにより手当が支給されます。

なお、請求に必要な書類については、事前に住所地の市役所または町役場の担当課にお問い合わせください。

4. 障害の認定

障害の認定は、指定の特別児童扶養手当認定診断書（障害の内容により様式が異なります。）で行います。

なお、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合がありますので、住所地の市町担当課にお問い合わせください。

5. 特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月から支給され、年3回、各支払月の11日（支払日が土・日・祝日と重なる場合は、その直前の営業日）に、前月までの分が支払われます。

なお、手当は、受給者本人の金融機関口座へ振り込みとなります。

- 4月期（12～3月分） / 4月11日
- 8月期（4～7月分） / 8月11日
- 12月期（8～11月分） / 11月11日（※）
※12月期については、11月に振り込まれます。

6. 手当を受けている方の届け出

手当の受給中は、次のような届け出等が必要です。

所得状況届	受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの間に提出します。
額改定届・請求書	障害の程度が変わったとき 対象児童に増減があったとき
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき
対象児童にかかる障害状況届	原則として、2年に1回など、3月・7月・11月のうち定められた時期までに、診断書などを提出していただき、引続き手当が受けられるかどうか、再認定を受けなければなりません。
その他の届	氏名・住所・支払金融機関・口座の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居または別居したときなど

●これらの届け出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただくことがありますので、忘れずに提出してください。

●上記のほか、受給資格の有無および額の決定のため、書類の提出が必要となる場合があります。